

農地賃借料情報（令和6年用）

農地法第52条の規定により、農地の契約小作料の額を定めるに当たって、参考としていただくよう、令和5年1月から12月までに締結（告示）された賃貸借における10a当たりの賃借料水準をお知らせいたします。

なお、金額は算出結果の100円未満を四捨五入したものです。

●大野地区

区分			平均額	最高額	最低額	データ数（筆数）
田	土地改良区賦課金	貸主負担	11,900 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	16,000 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	8,000 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	106
		借主負担	8,200	12,000	4,000	35
畑			6,500	14,000	3,000	67

※ 渡島平野土地改良区の賦課金（10a当たり）
国営地区 4,800円、ほ場整備地区 5,000円

●上磯地区

区分			平均額	最高額	最低額	データ数（筆数）
田	土地改良区賦課金	貸主負担	10,700 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	15,000 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	5,000 <small>※土地改良区賦課金含む</small>	48
		借主負担	8,400	10,000	4,600	147
畑			6,500	12,500	3,000	51

※ 上磯土地改良区の賦課金（10a当たり） 全地区 3,500円

北斗市農業委員会

北斗市本町1丁目1番1号 北斗市総合分庁舎内 電話：0138-77-8811